第四十一集

京都府教育委員会

財が、 を育成するために、推進方策の一つとして「文化振興と文化財の保存・継承・活用」を定めました。「府内各地の文化 伝えていく環境作りに取り組んでいます。 く変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人」 京都府教育委員会では、令和三年三月に「第2期京都府教育振興プラン」を策定しました。その中で、「めまぐるし 地域で愛され、誇りとして適切に保存・継承されて」いることを将来像に、地域が一体となって文化財を守り

が認識され、 文化財には、地域の歴史や文化を理解し、地域の未来を考えていく上でも大変重要な価値があります。その重要性 地域に愛され、 誇りとされるためには、 まずは地域の文化財を知ることが大切です。

の一覧を掲載しています。建造物や絵画・彫刻などの美術工芸品から無形文化財や史跡に至るまで府内の多様で貴重 な文化財を発信する内容となっています。 本誌は、令和五年三月二十四日付けで本府が指定した六件の文化財の紹介と、登録をした暫定登録文化財三十五件

史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保存と活用に役立てば幸いです。 刊行に当たり御協力をいただいた各文化財所有者と関係機関の皆様に感謝申し上げますとともに、本誌が京都の歴

令和六年二月

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

本図録には、令和四年度の京都府指定・暫定登録文化財等を収めている。

掲載の順序は、 建造物をはじめに種別ごととした。

三、本文の掲載は、 原則として次のとおりとした。

名称 員数

所有者 所在地の住所

法量(単位はセンチメートル)・構造形式等

説明 時代

四 本文は令和四年度に京都府教育庁指導部文化財保護課が作成した調書をもとに 編集した。また、各文末に執筆者名を明記した。



有形文化財

建造物

荒井神社本殿

美術工芸品

絵画 絹本著色虎図 陶佾筆 (報恩寺)

南丹市・・・・5

絹本著色双鶴図 陳伯冲筆(本山龍池山大雲院)京都市・・・・ 12 京都市・・・・9

古文書

遠山家文書(個人)

加藤家文書(個人)

鉄造薬師如来坐像 (大圓寺)

彫刻

亀岡市・・・・

15

: : : 22 : 19

: : 25

令和四年度指定文化財一覧

令和四年度暫定登録文化財一覧

: : 28

※これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都

府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/

建造物

(指定)

棟

南丹市八木町美里荒井

宗教法人

荒井神社

一間社流造、 檜皮葺 構造形式

覆屋 棟

桁行正面一間背面四間、 梁行四間、 重 切妻造、鉄板葺

上葺永正十六年己卯九月八日の記があるもの

上葺明暦三丁酉九月二十四日の記があるもの

棟札 二枚

永禄九年十月吉日の記があるもの

大正二年十月十八日の記があるもの

建立年代 五世紀後期

説 明

下を授けられた旨の記述がある。祭神は、荒魂神を祀る 本三代実録』元慶六年(八八二)一〇月九日の条に「丹波国荒井神」として従五位 村の北西に所在し、神宮寺であった西光寺に隣接する。創建は詳らかでないが、『日 荒井神社は、南丹市の南部、大堰川と園部川の合流地点北部一帯を占める旧神田

北に向かって延びる参道正面に拝殿が建ち、その奥に本殿が設けられる。 南側の前面道路に面して石鳥居が建ち、左右に玉垣を廻す。 鳥居から

> 鼻には、 は弁柄塗を基本とした塗装を施す。なお、身舎の内法長押及び板蟇股、庇の頭貫木 板敷で、内陣の床は外陣より一段上げる。また、内陣は全体を胡粉塗とし、その他 嵌板壁とする。内外陣境は板唐戸を設ける。天井は、外陣を鏡天井とする。床は拭 は鰭付きの鬼板を置く。柱間装置は、身舎正面を格子戸三枚建てとし、 繁垂木で、妻飾は虹梁豕扠首とする。屋根は檜皮葺で、軒付は一重、箱棟の両端に 身舎正側面の中備は板蟇股だが、正面のものは後補である。軒は身舎・庇とも二軒 貫で固める。身舎は三斗枠肘木組、庇は連三斗組で、身舎と庇組物上を虹梁で繋ぐ。 える。身舎は礎石上に丸柱を立て、長押等で固める。庇は面取角柱とし、上部は頭 廻らせ、側面後方に脇障子を設ける。正面に木階七級を据え、庇部分には浜床を備 寄りに間仕切りを設けて内陣と外陣に区画する。身舎の正側面に切目縁と組高欄を 本殿は、文久元年(一八六一)建設の覆屋内に建つ一間社流造で、内部は梁行前 彩色の痕跡が残る。 その他を横

を持つ。 ること、部材に槍鉋の痕跡が残ることなど、中世に遡る神社本殿建築としての特徴 られる。枠肘木や庇の角柱などに大きく面を取ること、破風板に大きな反りをつけ 本殿の建立年代は、様式技法や板札等の記述から一五世紀後期に遡るものと考え

木の一部に旧の打越垂木や支外垂木が転用されている。大正二年の棟札には れたと考えられる。軒廻りは、 板敷残シ其外皆新仕也」とある。身舎の丸柱四本と庇の角柱二本、長押や組物等の さや加工状況からも社殿建立の棟札とは考えにくい。修理内容は判然としないもの 遷宮儀式に関することが記される。永禄九年の棟札には大工名のみが記され、大き 正一六年の板札には、檜皮葺の葺き替えが行われたことや、寄進者名とその内容、 明暦三年(一六五七)、大正二年(一九一三)の板札及び棟札が残されている。 主体部は残した上で、屋根葺替と軒廻り・縁廻りを中心とした大規模な修理が行わ 本殿に関係する資料としては、永正一六年(一五一九)、永禄九年(一五六六)、 木部修理が行われたと推測される。明暦三年の板札には「六本ノ柱 長押 組物 垂木のほとんどが取り替えられたが、 背面側の地垂 「御内

の部分的な修理が行われたと考えられる。陣新調シ奉リ御神体ヲ奉安」したと記されるほか、社蔵の勘定帳の記述から檜皮葺

や浜床の修理が行われた可能性がある。また、覆屋には文久元年の棟札が取り付けられており、その頃に本殿正面の木階

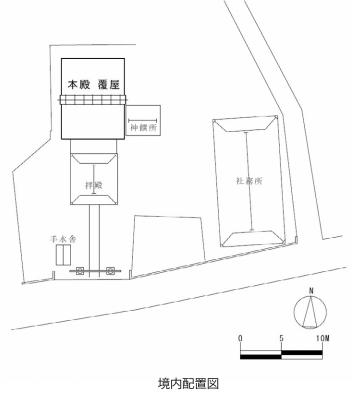
われた彩色調査の結果を基に、塗装を復旧した。二一年(二〇〇九)には本殿の屋根葺替・部分・塗装修理が行われた。この時に行二一年(二〇一九)には本殿の屋根葺替・部分・塗装修理が行われた。この時に行近年では、昭和六三年(一九八八)に本殿が京都府登録有形文化財となり、平成

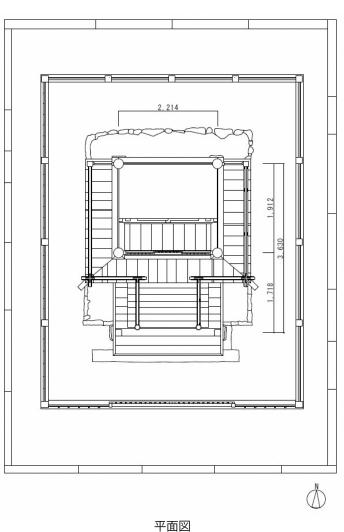
遡るものの一つとして貴重である。この地域に残る室町時代建立の神社本殿は、組以上のとおり、荒井神社本殿は、丹波地域における神社本殿のうち、室町時代に

式や寄進の状況が分かる中世の貴重な史料であって、高い歴史的価値を有している。代にかけての修理の経過を板札等で確認することができ、特に永正の板札は遷宮儀や細部意匠の変遷を知る上でも重要な遺構として評価できる。さらに、中世から近が、荒井神社本殿も同様の地域的特色を持つ建物である。また、庇の頭貫木鼻が肘が、荒井神社本殿も同様の地域的特色を持つ建物である。また、庇の頭貫木鼻が肘がを三斗組とし、身舎庇間の繋梁を水平梁、妻飾を豕扠首とするなどの傾向がある物を三斗組とし、身舎庇間の繋梁を水平梁、妻飾を豕扠首とするなどの傾向がある

山田田

真美)







拝殿及び本殿覆屋 全景



本殿 正面

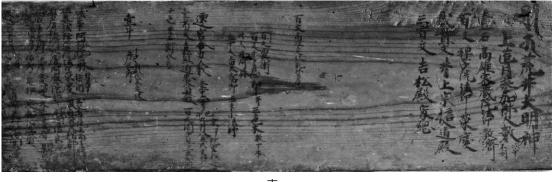
史料 高二一·五糎 幅六九·八糎 永正一六年板札(永正十六年九月の記があるもの) 厚 一· 四 糎 材質ヒノキ、板目、槍鉋仕上

上臺奉加御人数 xm (梵字)(梵字)荒井大明神 **貮買文 井上宗信入道殿百文 禅学院法印 栄慶** 百文高尾定使能賢坊 三百文 吉松駿家綱

十色 井上新介殿 专實文吉松殿道忠入道殿 百文同子息与太郎殿 遷宮合力人教永正十六年卯 九月八日戌亥時遷宮合力人教永正十六年卯 九月八日戌亥時 享 彦三郎

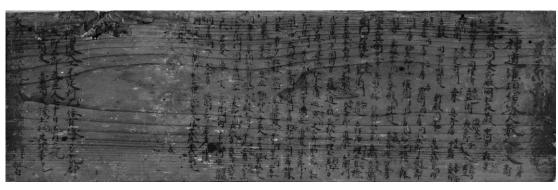
美国 医多种 化异丙基基 大連公應智 是運動 化碱异定并 池房應達 大連公應智 是運動 化碳异苯基 法事阿弥陀三昧 岳龍 玉泉寺院主南房 常上 遷宮者従八月 成亥□道御本□汝□蓮 三十 竹百文チチウ彦三郎 立三色木象オギ 五十文上田太郎四郎 三升小法師三十文丹阿弥

表



供養法禅学院法院栄慶唄真慶僧都

祐秀 定伊 定祐 空賢



裏



(寄進者名前省略)

二十貫文 专貫文棟上祝其外事ナシ太郎三郎為三人七十日葦立乾 槍皮大工不定所也依有縁多記郡

大物進聖禅学院住宮内御律師景運ニャー敬白

口右禹助殿 同文太郎殿 同松口口殿 中河方 森方口口

神道罹頂結緣人数之事

(梵字7字)

本殿妻飾



本殿庇の頭貫木鼻

美術工芸品

絹本著色虎図 陶佾筆

幅(絵画・指定)

京都市上京区

宗教法人

報恩寺

量 縦一六一·○ 横一○一·五

法

品質構造 絹本著色、掛軸裝、一副一鋪

記録

(画面左上) 直

仁智殿四明陶佾写「一山」(朱文方印)「四明陶氏列卿」(朱文方印)

図様

二本描かれ、その松の枝には鵲が二羽止まっている。
一副一鋪の大きな料絹に一匹の虎が川で水を飲む姿を描く。
画面右中程から最下
一副一鋪の大きな料絹に一匹の虎が川で水を飲む姿を描く。
画面右中程から最下

刷く。鼻先は朱色を斑状に入れ、さらに地色の部分に朱色を点じている。舌の表面色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。松葉は一本一本を墨や緑色で施す。点色の毛描きによって身体の模様を描く。顔貌には鼻先や目などに淡墨の輪郭線が用色の毛描きによって身体の模様を描く。顔貌には鼻先や目などに淡墨の輪郭線が用色の毛描きの小で表す。水流は淡墨と淡い青色が認められる。虎は墨、茶色、白色の三部分を墨の輪郭線で囲み、その内側を緑色から黄色、朱色へとグラデーションのように描き、瞳の周囲を白く抜いて墨の瞳を点じ、さらに地色の部分に朱色を点じている。舌の表面色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。松葉は一本一本を墨や緑色で施す。点色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。松葉は一本一本を墨や緑色で施す。点色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。松葉は一本一本を墨や緑色で施す。点色や黄色、朱色などで淡彩が施されている。

瞳を墨で点ずる。嘴は墨の輪郭線の内側に淡い緑色を塗る。背中の羽は白緑色に墨は墨で描き、目の周りを白く抜いて目玉は墨の輪郭線の内側に朱色と淡墨を入れ、

を墨線で描き、腹を白色の毛描きで先端だけ墨を入れている。胸から頭部にかけて

も朱色で描いた上にさらに濃い朱色を点ずる。歯や爪は白色を施す。

樹上の鵲は足

保存状態

で羽の形を表す。

がよく残っており、後世の大きな補筆は認められない。集中し、折れ山からの料絹の欠失が認められる。しかし、全体としては当初の描写集中の劣化により、画面に多くの折れがみられ、特に画面中央に縦方向の折れが

伝 来

舎利や袈裟、仏像などとともに本作も伝来したとされる。慶誉上人を迎え浄土宗寺院として再興した。その際に下賜されたものとして、仏牙報恩寺の創建は不詳であるが、文亀元年(一五〇一)に後柏原天皇の綸旨により

に本作があることは江戸時代には広く知られていたことが確認できる。逸話が『都名所図会』巻一(安永九年 [一七八〇])等にみえることから、報恩寺豊臣秀吉が本作を報恩寺から聚楽第に持ち帰った夜に鳴いて眠れなかったという

時 代 明時代

説明

色の絵画である。 京都市上京区の報恩寺に伝来した明時代の画院画家陶佾によって描かれた絹本著

虎が尤も精妙で、弘治年間(一四八八~一五○五)に錦衣鎮撫待詔に登り、仁智殿の名が見えるが、『鄞縣志』などの中国の地方誌にはその名が載り、字は一山、画明陶氏列卿」の二つの印章を有することから、明時代に活躍した寧波出身の画院画明陶氏列卿」の二つの印章を有することから、明時代に活躍した寧波出身の画院画の名が見えるが、『鄞縣志』などの中国の地方誌にはその名が載り、字は一山、「四して重要な価値を有する。本作は、「直 仁智殿四明陶佾写」の落款と、「一山」「四本作はいわゆる「飲泉」の姿勢の虎を描く明時代の画家名のわかる基準的作例と



全図

(付の画技の高さを物語るものである。 に折れ曲がる独特の毛描きや、顔貌の目や鼻先の繊細な配色は画虎を得意とする陶図の優品として価値が高い。特に虎自体の描写は特徴的で、先端がヘアピンのようれている。本作はその陶佾の現存する虎図の唯一の基準的作例であり、明時代の虎に直したという。現存作品として本作のほかに、《墨龍図》(大英博物館蔵) が知ら

も考慮され、明時代絵画史を考える上でも重要な資料といえる。一五二五号掲載)が紹介された。それにより、画虎を得意とする陶一族という存在また、近年同じ寧波出身の陶萱が制作した《乳虎図》(所蔵先不明、『国華』

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

型の虎図の普及に果たした本図の役割は少なくない。

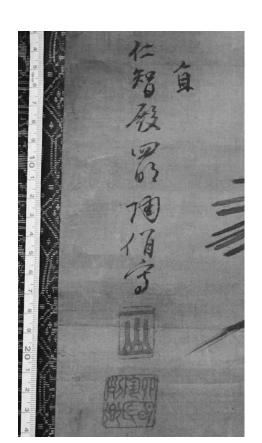
京都府指定文化財に指定し保存を図るものである。例であるとともに、著名な虎図の一作例として日本美術史上の価値も大きいため、以上のように本作は、明時代の画院画家の虎図の基準的作例として大変貴重な作

(長谷川貴信)

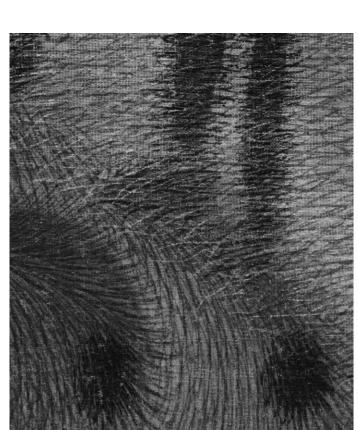
参考文献

と人的ネットワーク』、二〇一〇年)板倉聖哲「作品紹介明・陶佾「虎図」(京都・報恩寺)」(『論集・寧波をめぐる絵画

板倉聖哲「明・陶萱筆 乳虎図」(『国華』一五二五号、二〇二二年)



画面左上 落款



虎の体の毛描き

絹本著色双鶴図 陳伯冲筆

幅(絵画・指定)

京都市東山区四条通大和大路東入祗園町南側五九四番地の一

宗教法人

本山龍池山大雲院

量 縦一八五・○ 横九九・四

法

記録

品質構造

絹本著色、

掛軸裝、

副

鋪

(画面右上) 日下高聲

(画面右下)陳伯冲「清源晴江陳伯冲氏印」(白文長方印

図様

画面右下には遠景として山間を流れる滝が描かれる。 で嘴を開いている。鶴の足元にはさらに、松の奥に花を咲かせた白梅を描く。また、の奥にもう一羽の鶴を描く。後者の鶴は後方を振り返るような姿勢で、右上を向いの奥にもう一羽の鶴を描く。後者の鶴は後方を振り返るような姿勢で、右上を向いから右へ松の枝を描き込む。その松の幹上に右上に向けて嘴を開く一羽の鶴と、そから右へ松の枝を描き込む。その松の幹上に右上に向けて嘴を開く一羽の鶴と、そから右へ松の枝を描き込む。その松の幹上に右上に向けて嘴を開く一羽の鶴と、

定) 保存状態

られない。

されない。

されない。

ないる。しかし、全体としては当初の描写がよく残っており、後世の大きな補筆は認めている。また、点苔の一部など当初の顔料が剥落したと考えられる箇所が認められている。また、点苔の一部など当初の顔料が剥落したと考えられる箇所が認められ近年の修理により保存状態は良好であるが、旭日の一部など補絹に補彩が施され

伝 来

文文十二年(1八二1)に沢田宮が再建されている。

大明八年(一七八八)大火により伽藍は焼失。寛政四年(一七九二)に本堂が再建、下では浄土宗知恩院に属したが、本山寺格の寺として末寺を有し、信仰を集めた。下では浄土宗知恩院に属したが、本山寺格の寺として末寺を有し、信仰を集めた。下では浄土宗知恩院に属したが、本山寺格の寺として末寺を有し、信仰を集めた。東正一八年には貞安上人を迎え、織田信長、信忠父子の追福のために創建された。天正一八年には貞安上人を迎え、織田信長、信忠父子の追福のために創建された。

文政十二年(一八二九)に釈迦堂が再建されている。

昭和四八年(一九七三)京都市東山区に寺地を移す。

寺の所有となっていたことがわかる。られている『写生雑録帳』に大雲院の什物として記されることからこれ以前には同円山応挙(一七三三~一七九五)が三九歳から四○歳にかけて記していたと考え

時 代 明時代~清時代

説明

描かれた絹本著色の花鳥画である。 京都市東山区の本山龍池山大雲院に伝来した明末清初の逸伝画家陳伯冲によって

浙派花鳥画の技法を十分に備えた絵師の実力がうかがえる優品である。明代考えることができる。墨の濃淡を用いて鶴の尾羽や松樹を巧みに表しており、明代その淡彩と濃彩の使い方や画面構成などから明代後期に活躍した絵師による作品と考えられる。画面右下に「陳伯冲」の落款と白文方印があるが、逸名の絵師であり、年不詳~九六五)以来の「六鶴図」の型のうち「唳天」の図像を踏襲したものだと年不詳~九六五)以来の「六鶴図」の型のうち「唳天」の図像を踏襲したものだと



有する。先述したように本作は明代後期と考えられる花鳥画の典型的な作例である と深い関わりを有している。 本作は日本美術史において絵師の中国絵画の受容を考える上で大変重要な価値を 円山応挙や伊藤若冲といった近世における日本美術を考える上で代表的な絵師

在不明、 れている。本作の構図が一つのアイデアの源として参考にされたのである。 も図様が用いられており、様々な作品でその図様を改変して用いていることが知ら る図様に変更して描いている。その他にも伊藤若冲の作例では、《松樹番鶏図》(所 文正筆《鳴鶴図》(重要文化財)の図様を基礎としながらも、背景は本作を範とす 知られる。また、伊藤若冲は《白鶴図》(個人蔵)双幅において、相国寺に伝わる 款をメモした簡単な略図を記録している。他にも同寺伝来の中国絵画を書き写して いることから、大雲院が円山応挙にとって一つの中国絵画学習の場になったことが 円山応挙は自身の『写生雑録帳』に「大雲院什」と「日下高聲」、「陳伯冲」の落 『国華』一二九号掲載)や摘水軒記念文化振興財団所蔵 《旭日松鶴図》に

史上大変貴重であるため、京都府指定文化財に指定し保存を図るものである。 響力を持った絵師の中国絵画学習において実際に参照された作品として、日本美術 みならず、円山応挙や伊藤若冲といった江戸時代後半の京都画壇において大きな影 以上のように本作は、近世から日本に伝来した著色画の大幅として貴重であるの

(長谷川貴信

鶴の顔貌表現

参考文献

墓仙鶴図壁画を経て徽宗・趙伯・牧・王振鵬・浙派・雪舟・狩野派まで」(『国華 小川祐允「黄筌六鶴図壁画とその系譜 (上) : 薛稷・黄筌・黄居 から庫倫旗一号遼 一一六五号、一九九二年)

本美術工芸』六九二、一九九六年) 佐々木丞平「絵画の背景 研究ノートより一 -八―応挙画の制作拠点・大雲院」(『日

佐藤康宏「伊藤若冲筆旭日松鶴図」(『国華』一二〇五号、一九九六年)

読売新聞、二〇一五年) 板倉聖哲「若冲、蕪村と東アジア」(『若冲と蕪村―生誕三百年同い年の天才絵師』、



落款

画面右下

鉄造薬師如来坐像

躯 (彫刻・指定)

亀岡市西町一一

線分析調査結果に基づく。)

宗教法人 大圓寺

法 量

頂 像 顎 高 五二·九 七三 髪際高 面 長 四三六

面

<u>.</u>

耳

張

<u>元</u> •

面

三七

八九九

腹 胸 奥 一三七 一〇六八

奥 奥 幅

定

臂

右

膝 四十七

張

膝 高 (右) 八·四

膝 奥

三三八

状

奥 高 張

二四·六

定

八四四

形

る。 跡あり。 て結跏趺坐し、 左手は垂下して左膝上にて掌を仰いで五指を伸ばす。掌に持物 は左肩を覆い、 きあらわした痕跡あり。耳朶環状不貫。三道をあらわす。胸飾を描きあらわした痕 て、 た痕跡がある。 螺髪粒状鋳出。 さらにその下に下向きの螺髪をのぞかせる。肉髻珠をあらわさない。白毫を描 胸のくくり、腹のくくり各一重。現状胸飾、 右手は屈臂して胸前にて掌を前にして五指を伸ばす。左足を上にし 右肩に少し懸かる。 左足裏半ばより先を衣よりのぞかせる。背面は螺髪や衣文を省略す 螺髪は髪際で二十六粒を数える。髪際の正中から両目上にかけ 左肩から腹前にかけて衲衣の衣端を折り返す。 右乳首の痕跡がある。衲衣 (薬壺)を載せてい

品質構造

鉄鋳造。 一部銅造。(以下、 ※は指定調査に際して実施した可搬式蛍光エックス

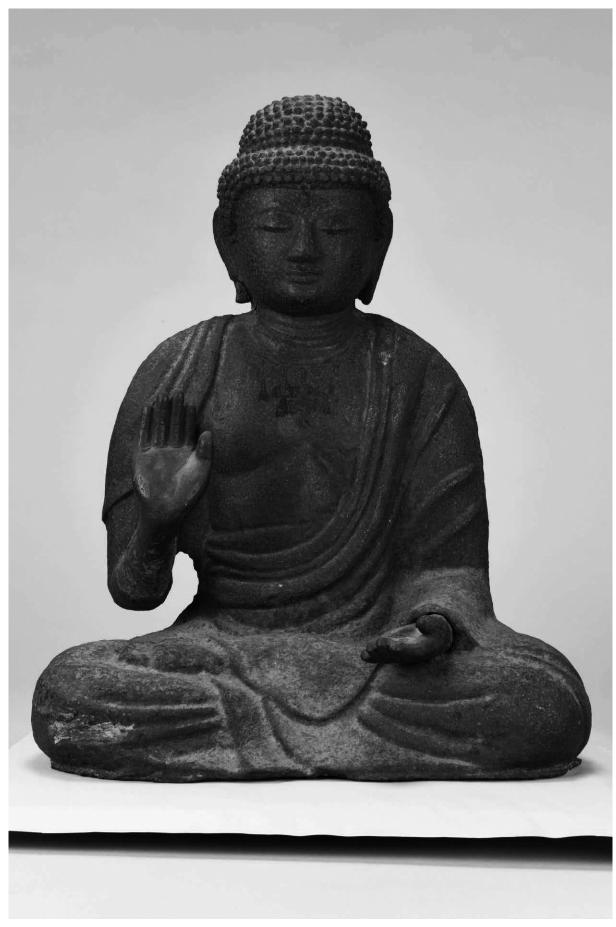
で本体と接合し、 だし丸枘と現状の左手首先の形状は合わない)。右手は鉄製※の前膊を別鋳して臂 袖口部に丸枘(直径約一・一センチメートル)を鋳出し、別鋳の手首先を差込む は前面鋳型より小さく造形も簡略であり、 体幹部から左袖口、 両腰脇を通り地付に至る鋳バリが通るが、 に中型境、鋳ぐるみ、溶接等の痕跡がなく、鋳肌が連続している。これにより、 頭体幹部から左袖口、右手首までの大略を鉄※で鋳造する。 青銅製※の手首先を、銀蝋※を用いて接合するとみられる。 右臂までは、 前後の割型による一鋳であるとわかる。背面鋳型 鋳型境に段差がみられる。左手は、 像内では像表面の鋳バリに対応する位置 頭頂から両耳後方、 本体 頭

※の型持が確認できる。また右腋下に鋳型の小寄せとみられる痕跡がある。 センチメートル程度の一定の厚みでバリが残る。左肩前および胸中央に四角形の鉄 髪の表面が不明瞭なところがあり、 る。 おおむね二~三センチメートル程度で、中型はおおむね像の外形に沿って設けられ 下あたりに至る。鉄芯の先端は、 部から垂直に平板状の二枚の鉄芯(あるいは木型の補強材)が通され、 像内には、首下あたりから頭部、左膝部、 背面地付部に湯の引けが二箇所認められ、湯口の可能性が高い。 ねじ切れたような形状となる。鉄厚は地付周辺で 揚がりの痕跡かと思われる。地付周りに○・三 地付周りなどに中型土が残る。また頭 また頭頂に螺 現状では首

痕跡もある されることはなく※、 複数個所で赤褐色を呈する箇所があるものの、 しくは薄板を象嵌するための鑢痕が確認でき、銀の象嵌の上から削ったとみられる 表面には黒漆を焼き付けたとみられる痕跡がある。胸の括りなど肉身の凹部には、 水銀朱や鉛丹の可能性は低いと推定される。胸飾には銀箔も 水銀や鉛が他の箇所より顕著に検出

保存状態

本体はおおむね当初を残すが、右手先は銅製であり、左手首先は真鍮製の可能性



正面

があり、いずれも後補の可能性がある。

右耳朶に補修がある。

持物亡失。

台座、光背、後補。

伝来

- (一) 大圓寺本堂の右脇壇厨子内に安置される。
- (三) 昭和五六年四月一日、亀岡市指定文化財に指定。

時 代 平安時代後期~鎌倉時代

説明

所在したことが確かめられる。像である。近世以前の伝来は明らかでないものの、明治二二年にはすでに大圓寺に像である。近世以前の伝来は明らかでないものの、明治二二年にはすでに大圓寺と亀岡市西町に所在する大圓寺本堂右脇壇に客仏として安置される鉄造薬師如来坐

付後方を上、頭部を下、背面を上にして斜めに鋳込んだものと思われる。て鋳バリが通るが、像内では像表面の鋳バリに対応する位置に中型境、鋳ぐるみ、では、前後の割型による一鋳であるとわかる。地付後方左右二箇所に認められる湯がひけたような箇所を、鋳川が連続していることから、頭体幹部から左袖口、右臂ま溶がでは、前後の割型による一鋳であるとわかる。地付後方左右二箇所に認められる湯の大略を鉄で鋳造するいわゆる鉄仏。頭頂から両耳後方、両腰脇、地付にかけ

もほぼ一定であることから、経験を重ねた工房の手になることを思わせる。く、衣文表現を全く省略した素朴な造形を示すものの、総じて湯回りはよく、鉄厚を用いたとみられる。像の前面と背面の鋳型の形状は不連続で、背面側はやや小さ鉄製の右前膊は別鋳したものを臂で接合し、両手首先は青銅製で、接合には銀蝋

鉄仏は、平安時代後期以降日本での制作が本格化したと考えられており、彫刻様

像が知られる程度である。

像が知られる程度である。
一八)の鹿沼薬師堂鉄造薬師如来坐像、西法寺(京都市上京区)の鉄造阿弥陀如来立や愛知県が中心であり、西日本には少ない。府内の作例としては、ほかに念仏寺(京では最古である。中世に遡る作例は全国的には少なくないが、遺品の分布は北関東一八)の鹿沼薬師堂鉄造薬師如来坐像(栃木県指定文化財)が、記年銘のある作例式から平安時代後期のものと推定されている作例は数例あるものの、建保六年(一二式から平安時代後期のものと推定されている作例は数例あるものの、建保六年(一二

本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像を法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と法量、造形的特徴が近い作例として、前述の念仏寺像と、ケルン東洋美術館・本像と、大地では、

まのと判断できる。 まのと判断できる。 まのと判断できる。 をのと判断できる。 をのと判断できる。

鋳造欠陥も少なく、保存状態もおおむね良好であることから、京都府指定文化財に期〜鎌倉時代に遡る、全国的にも時代の遡る鉄仏の遺品の一つとして貴重であり、以上のように、本像は府内に所在する鉄仏の数少ない遺品の一つで、平安時代後



背面



像底



像内に残る中型土



右側面

個人

時 代 南北朝時代~室町時代後期

説明

計一七通からなり、そのすべてが中世文書である。年未詳中津川秀長申状に至る一四通と、伝来を異にする冨田氏関係文書三通を含む(一三三五)一〇月二九日土岐光家契約状を上限として、室町時代末と推測される遠山家文書は、亀岡市河原林に居住した遠山家に伝来した文書で、建武二年

遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川 遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川 遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川 遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川 遠山氏はもと中津河(川)氏を名乗り、美濃土岐氏の支流を称し、美濃国中津川 が八秀長という人物が出て、その先祖書を残しているほか、天正年間に遠山姓に改 が八秀長という人物が出て、その先祖書を残しているほか、天正年間に遠山姓に改 か八秀長という人物が出て、その先祖書を残しているほか、天正年間に遠山姓に改 か八秀長という人物が出て、その先祖書を残しているほか、天正年間に遠山姓に改

後の一○通は、貞和四年(一三四八)から延文五年までの一○年余りに集中しておしいことや、美濃を本拠とした土岐氏と中津河氏との関係を物語る史料である。以次ぐよう求めたもので、建武年間に既に中津河氏が京都周辺に拠点を持っていたらの信濃国(長野県)での合戦の恩賞について、京都で中津河小次郎(秀家)に取りの信濃国(長野県)での合戦の恩賞について、京都で中津河小次郎(秀家)に取りの信濃国(長野県)での合戦の恩賞について、京都で中津河小次郎(秀家)に取りの信濃国(長野県)での合戦の恩賞について、京都で中津河小次郎(秀家)に取りの信濃国(長野県)がある。

なお、 宮田 保津 いる。 る いる。なお、これ以外に、中津河氏の勝林島の所領に係る文書が、巻子装から外れ 秀家が朝忠の麾下として丹波各所で活動していたことが分かる。これらの活躍によ 戦いで負傷、翌文和二年(一三五三)の六月以降雀部(現南丹市八木町)、多紀郡 県丹波市)など丹波各地を転戦し、同年一一月には野々村(現南丹市美山町)での とが確認できる。その後、 判を行っていることから、中津河氏はこの段階では尊氏方として活動をしているこ 秀家の活動を丹波守護代の小林民部丞(重長)が伝え、丹波国守護の山名時氏が証 供奉したことが観応二年四月の中津河秀家軍忠状から判明する。この軍忠状では、 应 津河氏が丹波地域の有力武士の一角を占めていたことをうかがわせる。一方、 めたものである。これに対する中津河氏の具体的な動向は不明であるが、 際のもので、後者は直義の南朝方への (一三五○)には、いずれも中津河秀家あてに足利直義から軍勢催促状が出されて り、 一通と合わせ計四通残されている。 文和二年九月五日付の朝忠の注進で足利義詮から秀家宛てに感状が発給されて 一年の南朝方による京都占領のため尊氏・義詮が丹波に逃れた際、これに秀家が 観応の擾乱前後の中津河小次郎(秀家)の動向を伝える。貞和二年と観応元年 (現亀岡市)、 (現兵庫県篠山市) などを転戦していることが、それぞれ軍忠状から判明する。 これらの軍忠状はいずれも丹波守護代である荻野朝忠の証判を受けており、 前者は光厳上皇の院宣を奉じて、足利直冬を紀州の南朝勢力討伐に派遣した 須知・八田 翌観応三年には、北朝方に属して五月から八月にかけて (現京丹波町)、 「降伏」直後に高師直・師泰兄弟の誅伐を求 庵我(現福知山市)、犬山(現兵庫 当時の中

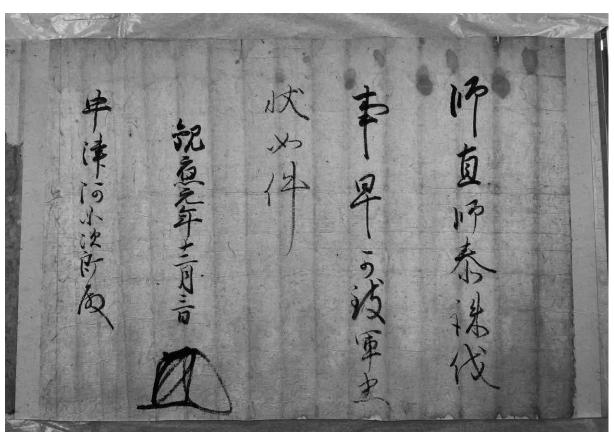
あわせて指定を行うものである。 通がある。もとは遠山家文書とは別系統の文書であるが、一括しての伝来を重視し、ら同文書とともに伝来したとされる、細川氏から摂津国人の冨田氏にあてた文書三に欠損があるものの、保存状態も良好である。一方、これらとは別に、近世段階かこれらの文書は、紙質や形式、花押いずれからも正文であることが確実で、一部

このように、本史料は、観応の擾乱を挟む短期間の軍勢催促状及び軍忠状がまと

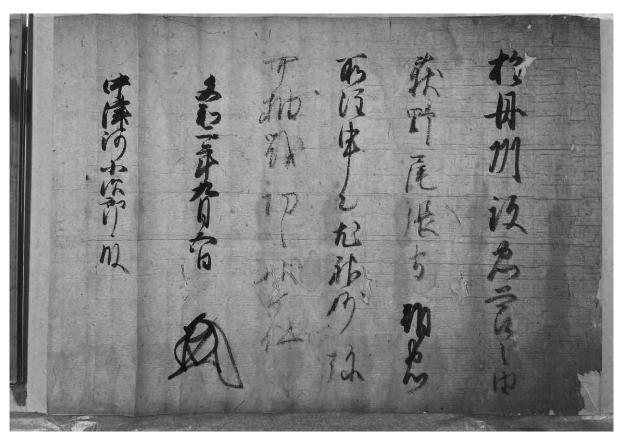
足利直義軍勢催促状 貞和 4 年(1348) 9 月 11 日

化財に指定し、その保存を図るものである。な史料であり、歴史学的、古文書学的にも大変貴重であることから、京都府指定文まって伝来することに加え、南北朝期の丹波地域の状況を明らかにする極めて重要

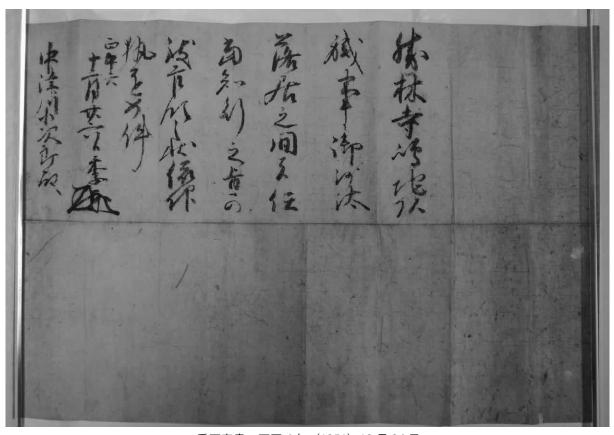
(吉野 健一)



足利直義軍勢催促状 観応元年(1350)12月3日



足利義詮感状 文和2年(1353)9月5日



季正奉書 正平 6 年 (1351) 12 月 26 日

加藤家文書

四五七一点(古文書・指定)

個人

時 代 江戸時代~昭和時代

説明

数の箱に整理されている。とは、明治時代には北前船の船頭をつとめた加藤家に伝来した文宮津市由良に所在し、明治時代には北前船の船頭をつとめた加藤家に伝来した文宮津市由良に所在し、明治時代には北前船の船頭をつとめた加藤家に伝来した文宮津市由良に所在し、明治時代には北前船の船頭をつとめていた明治を対したり、明治二○年から三九年までの約二○年間は特に充実している。このうち中本の一○年代後半から三○年代までの船中大福帳等の帳面、葉書・書簡類であり、この時期の史料が全体の約六割を占める。江戸時代から明治一六年(一八八三)までの中料は断片的で点数も少なく、系統だった伝来をしないが、明治一七年以降残存がを対している。年紀の判明する最古の文書がまとまって伝来している。現状は複多くなり、明治二○年から三九年までの約二○年間は特に充実している。現状は複多くなり、明治二○年から三九年までの約二○年間は特に充実している。現状は複多くなり、明治二○年から三九年までの約二○年間は特に充実している。現状は複多くなり、明治二○年から三九年までの約二○年間は特に充実している。現状は複多くなり、明治に対している。現状は複多くなり、明治に対している。現状は複多くなり、明治に対している。

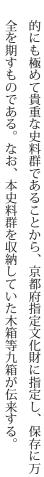
た書状、 動を始めていたと推定される。 戸内海沿岸各地の寄港地の問屋などから受け取った、相場状況や取引内容等を記し かにし得る 各年ごとに取引をまとめた大福帳や差引帳、 況により明らかにし得ないが、明治一七年頃から明治三九年頃までの約二○年間は くとも明治八年(一八七五)までには、 末から明治初期には既に近海を航行する船の船頭として活動していたとみられ、 由良村内に居住していた。江戸時代段階での当家の活動の詳細は不明であるが、 本史料を所蔵する加藤家は、 葉書類が多数残されており、 明治初期の船頭としての活動実態は、 江戸時代中期にはすでに代々長助を名乗り、 当時の丹後における北前船交易の実態を明ら 遠国へ航行する船に乗船し船頭としての活 航海日誌、 船員名簿や、 日本海から瀬 史料の残存状 加佐郡 幕 遅

これらの史料によれば、当時の加藤家当主は加藤長助を名乗り、与謝郡岩滝村(現

宝求丸、 いる。 終了したものと考えられる。 降は断続的に由良村に滞在していることから、この年を最後に船頭としての活動は 加藤長助の船頭としての乗船が最後に確認できるのは明治三九年で、 が乗り組んでおり、これら船員の大部分は同じ由良村の出身者が占めている。 長を加藤長助がつとめた。幸福丸には船長の他に水夫長や水夫として七、八名程度 が確認できる。幸福丸は積高五百石余りの帆船で、岩滝村の糸井勘助が所有し、 貿易を行うなど、海外を含めた幅広い地域での活動が確認できる。 へ度々参拝しているほか、明治三七年には下関から当時の朝鮮国釜山港まで航海し 敷市)、大阪などの商人とのやり取りが確認でき、これらの地域には度々寄港して 長州赤間関 羽前加茂(山形県鶴岡市)、羽後酒田(山形県酒田市)、若狭小浜 荷物の上げ下ろしや特産品等の売買を行っていた。活動範囲は時代による変化もあ として乗船し、年に複数回北海道から大阪の間を行き来し、 与謝野町岩滝)の糸井家や与謝郡宮津町(現宮津市)の三上家の所有する船に船頭 るが、極めて広範囲に及んでおり、利尻島の鴛泊(北海道利尻郡利尻町)、小樽、函館・ それ以外では、航海安全のために讃岐金刀比羅宮(香川県仲多度郡琴平町) 宝寿丸を経て、明治二八年ころから幸福丸となり、 (山口県下関市)、 周防三田尻 (山口県周防市)、備前下津井(岡山県倉 途中の寄港地において、 明治三九年までの乗船 (福井県小浜市) 乗船する船は、 明治四〇年以 なお、

的に明らかにすることができよう。
船主の家に伝来した文書は全国的に著名なものが複数あるが、実際に北前船に乗船上の家に伝来した文書は、明治時代の北前船の様相を詳細かつ具体は、他に類例がなく極めて貴重である。なお、一時期加藤長助にとって船頭と船主は、他に類例がなく極めて貴重である。なお、一時期加藤長助にとって船頭と船主地の問屋などとのやり取りを記した書状類が約二○年分大量に保管されている点地の問屋などとのやり取りを記した書状類が約二○年分大量に保管されている点地の問屋などとのやり取りを記した書は類が約二○年分大量に保管されている点地の問屋などとのできよう。

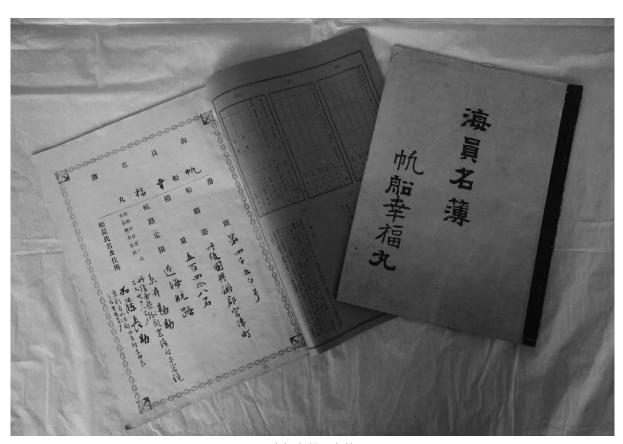
北前船の船頭の家に伝来した、他に類例のない極めて珍しい史料群であり、歴史学このように、本史料は明治時代に日本海から瀬戸内海にかけて航海を行っていた



(吉野 健一)



大量の書簡・ハガキ類



幸福丸船員名簿



幸福丸航海日誌



船頭たちの集団である恵比寿講関係の帳面と箱

令和四年度指定等文化財一覧

一)建造物

大正二年十月十八日G 永禄九年十月吉日の記 棟札 二枚 上葺明暦三丁酉九月1 上葺永正十六年己卯4	だ井神社本殿 株 一間社流造、檜皮葺 一間社流造、檜皮葺	名称及び員数
月十八日の記があるもの 一月吉日の記があるもの 一丁酉九月二十四日の記があるもの 一六年己卯九月八日の記があるもの 一	間、梁行四間、一重、切妻造、鉄板葺	構造及び形式
	室町時代	建立年代
	荒井神社	所有者
	荒井市八木町美里	所在の場所
	第百四十二号	指定書番号

(二) 美術工芸品

古文書	彫刻	絵画	種別
加藤家文書 四五七一点	鉄造薬師如来坐像 一躯	絹本著色双鶴図 陳伯冲筆 一幅絹本著色虎図 陶佾筆 一幅	名称及び員数
江戸~昭和時代南北朝~室町時代	平安~鎌倉時代	明。明時代	制作年代
個 個 人 人	大圓寺	院 本山龍池山大雲	所有者
	亀岡市西町十一	南側五九四の一 南側五九四の一 京都市東山区四条通 五七九 京都市東山区四条通 五七九 京都市東山区四条通	所有者の住所
第五十一号 明五十一号	第六十三号 府指彫	第七十十七号 第七十七号	指定書番号

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その1:指定・決定・選定 R5年4月1日)

	種			有		3	(定登録)	t !	財	環境保全		選定保-	化有	文化的:			(その1:指定・決定・選定 R5年4月1日 記 念 物							保 文	L a	〜 文	総
	別	建造件	物	絵	彫	美工	術コ	芸	品	歴	小	形	形	風	民俗文化	小	-4-	-			77 -4	小	合	η.	- 72	n.	THE.
			_	粒	MS		書	古	考		7]1	文	民		民	小	史	名		及念	及史	小		財	断保	色的	合
	#	5	基核			芸	籍跡	文	料古	料史		化	俗	習俗	能俗				然	U.	券び			地環	E 有	定景	
	度	数	Ŭ	画	刻	品	典	#	資	資	ñ†	財	財文	慣	芸	ät	跡	勝	物記	名 物	名跳	計	計	区境	- f3	ン 観	計
	S57~ H13 計	△12 91	△48 269	△2 41	△4 39	△0 33	△1 8	△5 35	△1 15	△1 11	△14 182	(認定6) △8 11	∆1 2	△1 7	∆2 13	∆3 20	∆3 20	△1 17	△1 14	△0 0	∆0 0	△5 51	△43 357	△0 63	(認定8) △5 7	∆0 0	△46 427
	14	31	203	41	△1	△1		33	15	- 11	△2	- 11		,	15	△0	20	- 11	14		-	△0	△2	- 03		Ů	Δ2
		4	11	1	1	1	1	1	1	1	7					0	1					1	12	1			13
	15	△1 3	∆4 10	△1 1	1	△1 2	△1 2		2		∆3 8	(認定1)				△0 0			1			△0 1	△4 12	1			∆4 13
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	∆0 8	1				△0 0			1			△0 1	△0 13	1			△0 14
	17										△0	(認定2) △1				△0						△0	△1				△1
	18	3	3	2 △1	1	1		1	1		6 △1	1				0	1					1 △0	11 △1	1			12 △1
	- 10	2	11	3	1	2	1		1		8					0		1				1	11				11
	19	2	4	2	1		2				△0 5	(認定3)		1		△0 1						△0 0	△0 8	1		3	△0 12
	20	1	4	1	1	△1 1		1	1		∆1 5	△1 3				△0 0	1					△0 1	△2 10			2	△2 12
指	21	2	10	△1 2	1				1	1	△1 5					△0 0						△0 0	△1 7			2	△1 9
311	22	2		2	1	1		1	-		△0 5	(認定4) △1 2				∆0 0	1					△0 1	△1 10			1	△1 11
	23	2	2	2	1	1		1									1									1	
		1	9	1	1			1			∆0 3	(認定1)				△0 0						△0 0	△0 4			1	△0 5
	24	4	6	1	1	1			1		△0 4	1				△0 0						△0 0	△0 9				△0 9
	25	2	4	2	1			3			△0 6		1										△0 9				△0 9
	26	3	4	1	1						2	(認定1)											5			1	6
定	27	2	3	2	1	1					4																6
	28																						-				
	29	2	6	3	1			1			5			1		1		2				2	10				10
	30	8	10	3	1	1_	1	1	- 11		18	(認定1)	1	1		1	1			1		2	30				30
		3	5	3	3			1	3		10	1					2					2	16				16
	1	1	2	1	1				1		3			1		1	1					1	6				6
	2			1	1				1		3											0	3	1			4
	3	2	2	2	2	1	1	1	1		8	1					1					1	12				12
	4	1	1	2	1			2			5											0	6				6
	H14~ R4 計	△1	△4	∆3	△1	△3	△1	△0	△0	△0	△8	(認定10) △3 10	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△12	∆0 6	△0	△0 10	
		51	115	37	24	13	10	16	25	3	128	(認定16)	2	4	0	4	9	3	2	1	0	15	210	6	(認定8)	10	(認定24)
	合計	△13 142	△52 384	△5 78	△5 63	△3 46	△2 18	△5 51	△1 40	△1 14	△22 310	△11 21	△1 4	△1 11	∆2 13	∆3 24	∆3 29	△1 20	△1 16	△0 1	∆0 0	△5 66	△55 567	△0 69	△5 7	△0 10	△58 653

<sup>| 142 | 884 | 78 | 63 | 46 | 18 | 51 | 40 | 14 | 310 | 21 | 4 | 11 | 13 | 24 |
|(</sup>注) (1) 建造物の模(品)数は、件数に含めない。
(2) 人口は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数 (機数) で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数 (様数) で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持 (保存) 団体の認定数 () は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その2:登録、合計 R5年4月1日)

N	- 66			1					Ħ							F \$00. 5HL	_		. 郑、口:			1111/		/n -4			60
	種	建	造物		3 /1	Ž.		L 芸	品			無	化有	無用	5民俗文1	比財			記 :	ま 物			合	、保文	- 2	へ 文 。	総
	別	件	_	絵	彫	I	書	古	考	歴	小	形	形	周,	民	小	史	名	念天	及念	ž į	小		央全 1	題	選化	
			数基核			芸	籍跡	文	料古	*I do		文	民	習俗	mar (CC				28	U	U. 38			宜地。	術件	定 。	合
	年		N ± 1	1			78 AU		1ºT 14	117 人		化	俗		HC III									- 10 H	4	原	
	度	数	_	画	刻	品	典	書	資	資	計	財	財文	慣	芸	計	跡	勝	物記	名 物	券 乃	計	ät	- 区均	- ∄	→ 観	計
	S57~	▲ 6	▲ 11	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲2	(認定0) ▲0	▲0	0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲ 1	▲0	▲0	▲ 1	▲ 9	▲0	(認定0)	▲0	(認定0)
	H13 計	79	138	8	10	9	1	8	1	1	38	0	12	22	44	66	0	0	6	0	0	6	201	0	0	0	201
	14										▲0					▲0						▲0	▲0				▲0
		1	1								0				1	1						0	2				2
	15	1	1								▲0			1		▲ 0						▲ 0 0	▲ 0				▲ 0 2
	l		1								U			1		1											
	16	1	1								▲ 0					▲ 0						▲ 0	▲ 0				▲ 0
	17										▲0					▲0						▲0	▲0				▲0
登	11	2	3								0					0						0					2
	18										▲0					▲0						▲0	▲0				▲0
											0			1		1						-0					1
	19										▲0					▲0						▲0	▲ 0				▲0
		1	1								0					0						0	1				1
	20	1	1								▲ 0					▲ 0						▲ 0	▲ 0				▲ 0
	21	_	_																								
	21										▲ 0 0				1	▲ 0		1				▲ 0	▲ 0 2				▲ 0
	22										▲0					▲0						▲0	▲0				▲0
											0					0						0	-0				0
録	23																										
	23	1	3							1	▲ 0					▲ 0			1			▲ 0	▲ 0				▲ 0
	24	_																	_								
	24	1	2								▲ 0 0					▲ 0 0						▲0	▲ 0				▲ 0
	25																						▲0				
		2	4		1						1	(ench o)											3		(emeta o)		3
	H26~	▲0				▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	(認定0) ▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0		▲0	(認定0)	▲0	(認定0) ▲0
	R2 計	11	17	0	1	0	0	0	0	1	2	(認定0)	0	2	2	4	0	1	1	0	0	2	19	0	(認定0)	0	19 (認定0)
	合計	▲ 6	▲11 155	▲ 0 8		▲ 0	▲ 0	▲ 0 8	▲ 0	▲ 0	▲ 2 40	▲ 0	▲ 0 12	▲ 0 24	▲ 0 46	▲ 0 70	▲ 0	▲ 0	▲ 1	▲ 0	▲ 0	▲ 1 8	▲9 220	▲ 0 0	▲ 0	▲ 0 0	▲9 220
(注) (1)建造					9	1		1		40		12	24	40	70	U	1		U	U		220	0	U	U	
					又は文化別	オの焼失等	等により、	京都府σ	指定が育	¥除となっ	た件数	(棟数) 1	で内数では	ちる。													
	(3) ▲ E	口は、重3	要文化財、	府指定:	文化財等に	に指定又に	は文化財の	の焼失等に	より、方	₹都府の∄	を録が解除	余となった	た件数 (相	東数)で戸	内数である	5.											

京都府指定登録暫定登録文化財	・	理定保友後術	・	(みの3・新定祭器	R5年/1日1日)
ハロハコロルエが日ルエが入しの	人に対象がかまたに	SK WIJ KIN	A IUN JAN MULLI KA 96	(CO) . HWTN	ハッチャハエロノ

Λ	種	建设	8 65n	- 19	<i>1</i> 1:	美	义 1 術]	L E 芸	別品			無	化有	無差	ド民俗文	化財			5番	念 物			合	、 保 3	- 1	〜 文	総
	別	件		絵	彫	I	書	古	考	歴	小	形	形	周	民	小	史	名	念天	及念	8	支 小		央全 1	E 7	選化	
	年		数 基 核			芸	籍跡	文	料古	料史		文化	民俗	習俗	能俗				然	U	U	뎄		E 地 E	新 传 定 不	定 景	合
分	度	数	_	画	刻	品	典	書	資	資	ät	財	財文	慣	芸	計	跡	勝	物記	名物	勝	及計	計	レ区均	L £	- 観	計
	29	△6 548	△6 548	167	△5 48		20	△1 43	△4 108	11	△10 397		45			0	22	2				2 26	△16 1016				△16 1016
	30	∆2 89	△2 89	∆1 12	3		4	5	7	1	△1 32		4				△1 5	3				Δ1 8					∆4 133
暫	1	43	43	△1 9	△1 10	1		△1 5	△1 5		△4 30						1	1				2	∆4 75				∆4 75
定 登	2	45	45	△1 25	16			△1	△1 2		∆3 43						△1 1					Δ1	∆4 89				△4 89
録	3	14	14	11	16			3	2	1	33						1					1	△0 48				△0 48
	4	4	4	12	10			6	2		30						1					1	△0 35				△0 35
	合計	∆8 743	∆8 743	∆3 236	△6 103	△0 1	△0 24	∆3 62	△6 126	△0 13	△18 565	△0 0	△0 49	△0 0		△0 0	∆2 31	△0 6	∆((Δ	D	.0 \(\triangle 2 \) 2 39		△0 0	0	△0 0	△28 1396
	à H	△13 ▲6 △8	△52 ▲11 △8	△5 ▲0 △3	△5 ≜ 2 △6	△3 ▲0 △0	△2 ▲0 △0	△5 ▲0 △3	△1 ▲0 △6	△1 ▲0 △0	△22 ▲2 △18	認定16) △11 ▲0 △0	△1 ▲0 △0	▲0	△2 ▲0 △0	∆3 ▲0 ∆0	∆3 ▲0 ∆2	△1 ▲0 △0	△1 ▲1	<u></u>		.0 △5 .0 ▲1 .0 △2 2 113	(認定0) △55 ▲9 △28	△0 ▲0 △0	▲0	△0 ▲0 △0	(認定8) △58 ▲9 △28
(注) (1 1 7814	975	1282	322	177	56	43	121	167	29	915	21	65	35	59	94	60	27	23	1		113	2183	69	7	10	△28 2269

^{| 3/15 | 1/26 | 3/22 | 3/11 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1 | 3/1}

令和四年度京都府暫定登録文化財一覧

※文化財の名称には一部略称を使用した。

〈建造物〉

【福知山市】 ▽大歳神社本殿 ▽天神神社本殿 ▽夜久野郷総社一宮神社本殿 ▽

夜久野郷総社一宮神社末社蛭子神社本殿

(史跡)

【亀 岡 市】 ▽法常寺境内

〈美術工芸品〉[] 内所有者

筆[東山寺] ▽木造阿弥陀如来坐像[善福寺] ▽木造聖観音立像[松林寺]【舞 鶴 市】 ▽紙本墨画虎図 塩川文麟筆[東山寺] ▽紙本墨画烏図 塩川文麟【福知山市】 ▽絹本著色仏涅槃図[圓満院] ▽絹本著色釈迦十六善神像[圓満院]

▽絹本著色源頼政像[最勝院] 【宇 治 市】 ▽絹本著色阿弥陀三尊像[浄土院] ▽絹本著色源頼政像[浄土院]

福寺] ▽天長寺大般若経 附経櫃六合[天長寺] ▽木造薬師如来坐像[養【宮 津 市】 ▽木造阿弥陀如来坐像 康清作[如意寺] ▽木造薬師如来坐像[養

【亀 岡 市】 ▽桂林寺木札 附文政元年写木札一点[桂林寺]

【八 幡 市】 ▽神應寺文書・典籍類[神應寺] ▽石田神社文書[石田神社]

【京丹後市】 ▽木造伝薬師如来坐像[遍照寺] ▽旧石器 上野遺跡出土[京丹後市]

【南 丹 市】 ▽木造薬師如来坐像 [西光寺]

田国神社大般若経 附経櫃六合[岡田国神社] ▽岡田国神社文書 附文書箱一合▽絹本著色不動明王四十八童子像[西明寺] ▽木造薬師如来坐像[鶯瀧寺] ▽岡【木津川市】 ▽絹本著色五智如来像[大智寺] ▽絹本著色如意輪観音像[西明寺]

個人

和

束

町

▽木造韋駄天立像

像内に嘉暦元年八月十二日の銘がある[大智寺]

【井 手 町】 ▽木造聖観音立像[西福寺] ▽木造阿弥陀如来立像[乗蓮寺]

28

▽男子埴輪 大杉古墳出土 [個人]

【京丹波町】 ▽絹本著色当麻曼茶羅図 [宇津木寺] ▽絹本著色釈迦十六善神像 [地

蔵院

京都の文化財(第四十一集)

令和六年二月発行

編集 京都府教育庁指導部文化財保護課京都府教育委員会 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町